

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第263号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年12月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領（以下「運営要領」という。）第2条に基づき設置された広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の部会（以下「部会」という。）における審議について、「審議の計画並びに審議の順番を決定した理由及びその決定に係る法的根拠などを記載されている行政文書（以下「本件請求文書1」という。）。なお、対象は、平成15年4月1日以降の全ての不服申立てに関する審議計画（審議の順番を含む。）とし、平成22年度までの計画のうち、既に策定されている計画の全てを明らかにするもの（以下「本請求文書2」といい、本件請求文書1と本件請求文書2を「本件請求文書」と総称する。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

本件請求の開示請求書には、「平成18年5月15日付け行情第1号の行政文書開示決定通知書により既に開示された文書（以下「別件開示文書」という。）と同一の文書は、本件開示請求の対象から除くものとする。」と記載されていた。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年12月20日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年2月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求の対象とした本件請求文書2は、当然に作成されていると考えられる

ことから、速やかに適法な開示を行うよう強く要求する。

理由説明書によれば、「次に諮問事案に係る審議計画であるが、審査会に諮問された不服申立ては、基本的に各部会において諮問順に審議を行っており、また、諮問された不服申立事案の審査にどの程度時間がかかるかは、実際にそれぞれの諮問事案の審査を行ってみないと分からないものであることから、何年度までに諮問事案をどれだけ審査できるかといった見込みを立てることは困難である。このため、各部会において審査を行う不服申立事案について、年度ごとの審議計画は作成していないものである。」と明記されている。

しかし、行政文書の開示決定等に係る不服申立てのうち、平成17年度末の継続審理の件数は198件となっていることから、不服申立事案に対する答申を適切に行うために、審査会がいわゆる大量と判断している不服申立事案を審査する時期（期限）を計画するというのは、ごく自然なことである。これに対し、「審査にどの程度時間がかかるかは、実際にそれぞれの諮問事案の審査を行ってみないと分からないものである」との説明は、審査会事務局が審査の開始を意図的に遅らせ、裁量権を濫用している実施機関の部署を擁護しようとする画策しているという疑義が生じるものである。

社会通念上、不服申立事案を審査する時期（期限）の計画も立てずに漫然と審査を行うとは考えられず、本件請求文書は必ず作成されていると思料されることから速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査会及び部会について

審査会は、広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成16年広島県条例第50号。以下「設置条例」という。）により設置されたものであり、条例及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）の規定による諮問に応じ、不服申立てを審議するものである。

なお、審査会の前身は広島県情報公開審査会及び広島県個人情報保護審査会であるが、設置条例の施行の際、現にこれらの審査会に諮問されている不服申立てについては、審査会に諮問された不服申立てとみなして、審議を行っている。

また、部会とは、運営要領第2条の規定により設置されたものであり、運営要領第3条第1項の規定により、審査会に諮問された不服申立事案の調査審議は部会で行うこととされている。

2 本件請求文書が存在しないことについて

本件請求文書のうち、本件請求文書1については、異議申立人からの不服申立てのうち、審査会に諮問された事案の審議の進め方を決定した平成17年7月25日開催の審査会（第1部会）の資料である別件開示文書が該当した。

しかし、別件開示文書は、本件請求では対象としないとされている。

また、平成17年7月25日以降、第1部会において、審査の進め方の修正等について検討を行ったりしたことはないし、第2部会においては、諮問順に審査を行うという原則により審理を進めており、審議の計画や順番について検討したことはないため、別件開示文書以外にこのことに関する文書はほかに存在しない。

次に本件請求文書2であるが、審査会に諮問された不服申立ては、基本的に各部会において諮問順に審議を行っており、また、諮問された不服申立事案の審査にどの程度時間がかかるかは、実際にそれぞれの諮問事案の審査を行ってみないと分からないものであることから、何年度までに諮問事案をどれだけ審査できるかといった見込みを立てることは困難である。

このため、各部会において審査を行う不服申立事案について、年度ごとの審議計画は作成していないものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書は、審査会の部会における審議の計画並びに審議の順番を決定した理由及びその決定に係る法的根拠などが記載されている本件請求文書1と、平成15年4月1日以降に提起された行政文書開示請求及び自己情報開示請求に係る不服申立てのうち、審査会に諮問された事案に係る平成22年度までの審議計画である本件請求文書2であり、実施機関は作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によれば、本件請求文書のうち、本件請求文書1については、審査会における諮問事案の審議の進め方について決定した平成17年7月25日の審査会（第1部会）の資料が該当するが、当該資料は、異議申立人が本件請求の対象から除くとした別件開示文書と同一のものであり、これ以外に、第1部会においても第2部会においても、部会における審議の進め方について検討したことはなく、本件請求文書1に該当する文書は存在しないということであった。

当審査会において、別件開示文書、別件開示文書以降開示請求までの第1部会の資料及び同時期の第2部会の資料を見分したところ、別件開示文書には、第1部会で審議する事案の審査の進め方の案として、関連の事案を一括して審査することや最も早い時期に諮問された関連の事案から審査すること等が記載され、関連の事案を類型化した一覧表が添付されていた。しかしながら、別件開示文書以降開示請求までの第1部会の資料及び同時期の第2部会の資料には、部会における審議の進め方について検討したことをうかがわせる記載は確認できなかった。そうすると、別件開示文書以外に本件請求文書1に該当する文書は存在しないという実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

本件請求文書2について、実施機関によれば、審査会に諮問された不服申立ての審議は、諮問順に行っているから、これと別に審議順を決める必要はないということであり、また、審議に入る前に各事案の審議に要する時間を予測すること

は困難であることから、それらをまとめた年度ごとの審議計画を作成していないということであった。また、上記のとおり、別件開示文書には、第1部会で審議する諮問事案について関連の事案を類型化した一覧表が添付されていたが、年度ごとの審議計画に当たる文書は見当たらなかった。

審査会は、実施機関が行った行政文書不開示決定等に対する不服申立てがなされた場合に、実施機関からの諮問に応じ、不開示等とされた行政文書を直接見分し、不服申立人、実施機関等から意見を聴取するなどして、不開示決定等の妥当性について、第三者的立場から調査審議等を行い、その結果を実施機関に答申するという、不服申立てに係る争訟手続の一部に位置する機関であるが、不服申立ての事案は、事案ごとに争点及び対象となる行政文書の種類や量が異なるから、審査会の審議において、各事案の審査にどの程度の時間を要するか事案によって事情が異なるものと認められる。

そうすると、審議に入る前に各事案の審査にどの程度時間がかかるか予測することは困難であるとの実施機関の説明は首肯できるところである。

その上で、予測が困難なものを取りまとめて年度ごとの審議計画を作成したとしても正確性に欠けるものとなるから、そのような計画を作成していなかったとしても、不自然ではない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成、取得していないとして行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
19. 11. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 8. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
30. 2. 22 (平成 29 年度第 11 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
30. 3. 22 (平成 29 年度第 12 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授